

改訂

R 7. 4. 1

丸 亀 市

市営住宅入居申込案内書

入居申込受付 年4回を予定（5月・8月・11月・2月）

申込期間 受付月の初旬、5日間（土・日・祝日を除く）

抽 選 日 受付月の中旬頃

入居予定日 受付月の翌月初旬

◇◇◇ 詳しくは受付月の「広報まるがめ」に掲載 ◇◇◇

申込受付場所及び問い合わせ先

〒763－8501

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市役所3階

都市整備部建築住宅課

Tel(直)0877-24-8814

〒761－2492

丸亀市綾歌町栗熊西1638番地

総務部

綾歌市民総合センター業務担当

Tel(直)0877-86-5516

〒762－8515

丸亀市飯山町川原1114番地1

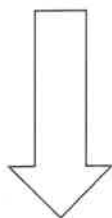
総務部

飯山市民総合センター業務担当

Tel(直)0877-98-7957

申し込みから入居までの流れ

申込受付



案内書配布：市役所建築住宅課

綾歌市民総合センター、飯山市民総合センター

申 込 方 法：上記案内書配布窓口へ提出

そ の 他：①受付時に、抽選番号票を配布します。

②書類の不備や要件に満たないものは、受け付けません。

③多数回落選者には、抽選番号が2つ付与されます。

※多数回落選者優遇制度についての説明は4ページ。

抽選会(公開)



抽 選 会：参加の有無は、当落に影響ありません。

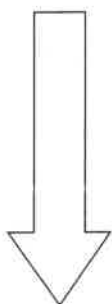
抽 選 結 果：当選者のみ、お知らせします。

電話での問い合わせには、お答えできません。

そ の 他：当選者は、この段階では入居資格審査の対象者となります。

当選者が辞退もしくは失格の場合は、補欠当選者に連絡します。

入居資格審査



説 明 会：提出書類等の説明を行います。

原則として、本人または同居する親族が出席してください。

説明会に欠席した場合は、失格となります。

書類の提出：定められた期日までに、必要書類を提出していただきます。

そ の 他：必要書類が期日までに揃わない場合は、失格となります。

審査の結果、収入等の理由により失格となる場合があります。

契 約



期 限：受付月の月末開庁日

そ の 他：書類の不備や期限までに契約ができない場合は、失格となります。

要件を満たした身元引受人1名と家賃の3カ月分の敷金が必要です。

婚約中として申し込みをした方については、入籍後に契約となります。

入 居

入居可能日：受付月の翌月初旬

申し込み資格

次の全てに該当していることを必要とします。

(1) 市内に住居を必要としている方で、住宅に困窮している方

現に公営住宅（県営、市営住宅等）に入居している方の申し込みはできません。

(2) 所得が所定の基準に該当している方

世帯全員の総収入から諸控除後の月額所得が、158,000円以下であることが必要です。ただし、裁量階層世帯（申込者または同居親族が次の（ア）～（ク）のいずれかに該当する場合は、214,000円以下となります。（計算方法は6ページ参照）

- （ア） 満60歳以上、または満60歳以上及び18歳未満からなる世帯。
- （イ） 身体障害者手帳を所持し1～4級の方のいる世帯。
- （ウ） 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方のいる世帯。
- （エ） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。
- （オ） 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明する方）で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯。
- （カ） 精神障害者保健福祉手帳を所持し1、2級程度の方のいる世帯。
- （キ） ハンセン病療養所入所者または入所していた方のいる世帯。
- （ク） 小学校就学前の子どもがいる世帯。

(3) 同居親族または同居しようとする親族がある方

- （ア） 申込者本人は、成年者でなければなりません。
- （イ） 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある方は、住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載される届出を行っている方（続柄の記載が「同居人」は不可）に限り申し込みが可能です。
- （ウ） 婚約中の方は、入居が決定した基準日から3ヵ月以内に婚姻する場合に限り申し込みが可能です。
- （エ） 不自然に分離（夫婦の別居や父母の別居等）または集合（他に扶養すべき人がいる親族との同居等）した世帯、あるいは特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。
- （オ） 申込書に記載した世帯構成と異なって入居する場合（出産、死亡の場合を除く）は、失格となります。
- （カ） 申し込みから入居契約時まで死亡等の理由により入居者が一人になる場合は失格となります。
- （キ） 親と同居しない未成年者（孫、甥、姪）との申し込みは、相応の理由が必要です。
- （ク） 性的少数者については、パートナーシップ宣誓証明書または宣誓証明カード、ファミリーシップ証明書が必要となります。

※ただし、単身者についても資格がある場合があります（3ページ参照）。

(4) 持家等固定資産を所有していない方

申し込み者本人および同居しようとする方全員が、対象となります。

(5) 市町村税等の滞納をしていない方

申し込み者本人および同居しようとする方全員が、対象となります。

(6) 市営住宅使用料等の滞納をしていない方

申し込み者本人および同居しようとする方全員が、対象となります。

(7) 暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方

申し込み者本人および同居しようとする方全員が、対象となります。

一般世帯

申し込み資格を全て備えていることを必要とします。

単身世帯

申し込み資格の(3)以外の全てを備え、かつ次の(ア)～(ス)の要件のいずれかに該当していることを必要とします。ただし、常時介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができない、または受けることが困難であると認められた方は除きます。また、入居できる住宅は、住戸専用面積が57.5㎡未満のものに限られます。

- (ア) 満60歳以上の方で配偶者がいない方
- (イ) 生活保護被保護者（生活保護法に規定する被保護者）。
- (ウ) 中国残留邦人等で支援給付を受給している方。
- (エ) 身体障害者手帳を所持し1級から4級の方。
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級の方。
- (カ) 療育手帳を所持している方、または知的障害者であることを更正相談所の長から判定された方。
- (キ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
- (ク) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (ケ) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明する方）で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- (コ) ハンセン病療養所入所者等
- (サ) DV（家庭内暴力）被害者
- (シ) 満18歳以上60歳未満の方
（エレベーターが設置されていない住宅の3階以上に位置する住戸への申込に限る。）
- (ス) 犯罪等により従前の住宅に居住することが困難な方

母子・父子世帯

申し込み資格を全て備え、かつ申込者が配偶者のない方で20歳未満の子を扶養している世帯であることを必要とします。(親権がない場合は、元配偶者の同意書が必要)

老人世帯

申し込み資格を全て備え、満60歳以上の高齢者及び同居する親族が配偶者または18歳未満の児童等のみで構成される世帯であることを必要とします。ただし、未成年の孫(孫の親が同居しない場合)との同居には、相応の理由が必要です。

心身障害者世帯

申し込み資格を全て備え、かつ次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方がいる世帯であることを必要とします。

(ア) 次の表のいずれかに該当する方。

障害手帳の種類	該当する方	該当しない方
身体障害者手帳	1・2・3・4級	5・6級
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	3級
療育手帳	Ⓐ・A・Ⓑ	B

(イ) 重度または中度の知的障害者であることを、児童相談所の長あるいは更正相談所の長から判定された方。

(ウ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。

多数回落選者優遇制度

直前3回の本市の定期募集において、3回連続で市営住宅の入居申し込み後、公開抽選において3回全て落選された方を多数回落選者として優遇する制度で、対象者については申し込んだ住宅で抽選番号が2つ付与されます。

[※注意する点]

- ・3回連続で公開抽選に落選された方が対象となりますので、当選後に辞退された場合や入居資格がないため失格になった場合は、優遇措置は受けられません。
- ・住宅選択時に2ヶ所の住宅を選択することはできません。申し込めるのは1ヶ所のみです。

入居資格審査に必要な書類(抽選の結果当選した方)

- ◆ ここに掲げる事項は、入居資格審査の対象者（抽選の結果当選した方）に定められた期日までに提出していただく書類となります。申し込みの段階では提出の必要はありません。

1 全ての世帯構成の場合に提出していただく書類

- (1) 住民票謄本
 - ・申込者と同居親族全員の住民票で、続柄が記載されているものがが必要です。
- (2) 入居資格審査申立書
 - ・世帯全員の方の個人番号の届け出が必要です。
- (3) 同意書
 - ・個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意される方は同意書の提出が必要です。※同意されない場合は市区町村の発行する所得課税証明書の提出が必要となります。
- (4) 市区町村の発行する納税証明書
 - ・世帯全員(学生、子どもを除く)の方について提出が必要です。
 - ・入居する方が非課税の場合も必要です。

2 次のいずれかに該当する方に上記書類に加えて提出していただく書類

- (1) 就職後1年に満たない方
 - ・就職日からの給料、手当、賞与等(税込)の給与明細
- (2) 前年または本年になってから退職した方
 - ・退職証明書または雇用保険の離職票
- (3) 婚姻適齢の方
 - ・戸籍謄本
- (4) 婚約中の方
 - ・婚約証明書及び各々の戸籍謄本
 - ただし、入居の許可は、入籍後の戸籍謄本を市の定める期日までに提出された場合に限ります。
- (5) 単身の方
 - ・戸籍謄本及び単身入居の入居資格認定のための申立書
- (6) 母子・父子の方(寡婦、寡夫を含む)
 - ・戸籍謄本
- (7) 障害者の方
 - ・障害者手帳の写し
- (8) 裁量階層世帯の方
 - ・裁量階層世帯であることを証する書類
- (9) 同居者のうち15才以上の学生の方
 - ・在学証明書(生徒手帳の写しは不可)

※上記以外にも世帯の状況等により必要とする書類を提出していただく場合があります。

月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、入居の可否や、家賃額等が決まります。下記の手順に従って、世帯月収額を計算してください。（以下、令和3年度以降の所得に対しての方法です）

①入居希望の方の所得額を1人ずつ計算してください。

※ 計算方法については、給与所得者の方は7ページ
事業所得者の方は7～8ページ
年金所得者の方は8ページを参照してください。

②1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯にAさん、Bさん2人の所得者がいる場合

Aさんの所得額			Bさんの所得額			世帯全員の所得額
円	+		円	=		円

③世帯の控除額の合計を計算してください。

※ 控除についての詳しい説明は9ページを参照してください。

世帯の控除額合計
円

④世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額			世帯の控除額合計			月収額
円	-		円	÷ 12 =		円
上記②で計算した金額			上記③で計算した金額			下記の表にて申込資格の有無を確認

◎月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	収入分位	申し込みの可否
0 円～104,000 円	1	申し込み可能
104,001 円～123,000 円	2	
123,001 円～139,000 円	3	
139,001 円～158,000 円	4	
158,001 円～186,000 円	5	2 ページの(2)の(ア)～(ク) に該当する世帯は申し込み可能
186,001 円～214,000 円	6	
214,001 円～		申し込みできません

給与所得・事業所得・年金所得の計算方法

給与所得者

- ◆ 現在の勤務先から丸1年分の源泉徴収票の発行を受けている方
⇒ 源泉徴収票記載の支払金額（給与所得控除後の金額ではありません。）
- ◆ 現在の勤務先に数ヵ月間働いている方
⇒ （例）5ヵ月間勤務しているとき
5ヵ月間の収入（※）×12÷5ヵ月 （※）1ヵ月に満たない月は含みません。

下表の収入額の項目に該当する計算方法で所得金額を算出します。

⇒ 6ページ②へあてはめてください。

収入額 (円)	所得金額 (円)
550,999	0
551,000 ~ 1,618,999	収入額 - 550,000
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ~ 1,799,999	総収入額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000をかけ戻し、出た額を右の(ア)に当てはめます。(ア)×0.6+100,000
1,800,000 ~ 3,599,999	(ア)×0.7-80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	(ア)×0.8-440,000

給与所得者の早見表 …… 年間総収入金額（税込）

給与所得者が1人でその他に収入のある人がなく、かつ同居及び扶養控除以外の控除がない場合。
(単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下	5,895,999 以下
214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下	6,720,000 以下

事業所得者

- ◆ 事業を始めて1年以上経っている方
⇒ 確定申告書記入の営業等の所得金額
- ◆ 事業を始めて1年が経っていない方
(例) 5ヵ月事業しているとき
今までの純利益(※)×12÷5ヵ月 (※) 1ヵ月に満たない月は含みません
⇒ 6ページ②へあてはめてください。

事業所得者の早見表 …… 年間総所得金額

事業所得者が1人でその他に収入のある人がなく、かつ同居及び扶養控除以外の控除がない場合。

(単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数						
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下	4,176,000 以下
214,000 以下	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下	4,468,000 以下	4,848,000 以下

年金所得者

- ◆ 年金を受給し始めて1年以上経っている方
⇒ 支払い元からの源泉徴収票記載の支払金額
- ◆ 年金を受給し始めて1年未満の方
⇒ 年金証書記載の年間総支給額

下表の収入額の該当項目にて計算をしてください。

⇒ 6ページ①へあてはめてください。

(単位 円)

年 齢	収 入 額	所 得 金 額
65 歳以上 の方	1,100,000 以下	0
	1,100,001 ~ 3,299,999	収入額 - 1,100,000
	3,300,000 ~ 4,099,999	収入額 × 0.75 - 275,000
65 歳未満 の方	600,000 以下	0
	600,001 ~ 1,299,999	収入額 - 600,000
	1,300,000 ~ 4,099,999	収入額 × 0.75 - 275,000

年金所得者の早見表 …… 年間総所得金額

年金所得者が1人でその他に収入のある人がなく、かつ同居及び扶養控除以外の控除がない場合。

(単位 円)

月収額	申込者以外の同居親族及び扶養親族の数			
	0 人	1 人	2 人	3 人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下
214,000 以下	2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下

◎控除の種類

控 除 の 種 類	要 件	控 除 額
ア. 同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ●市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者 ●所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方	1人につき 38万円
イ. 特定扶養控除	●扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
ウ. 老人扶養控除	●扶養親族及び控除対象配偶者で、70歳以上の方	1人につき 10万円
エ. 寡婦控除	所得金額が500万円以下の方で次のいずれかに該当する方 ●夫と離婚し、扶養親族を有している方 ●夫と死別、または夫が生死不明の方	27万円 (所得額が27万円以下 の場合はその額)
オ. ひとり親控除	所得金額が500万円以下の方で、現に婚姻していない者又は配偶者が生死不明であり、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有する方	35万円 (所得額が35万円以下 の場合はその額)
カ. 障害者控除	本人または同居者、あるいは扶養親族か控除対象配偶者もしくはは婚約者で次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳を所持し3級から6級の方 ●療育手帳を所持しBの方または児童相談所の長あるいは更生相談所の長から中度以下の知的障害者と判定された方 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し2級か3級の方 ●戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき 27万円
キ. 特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族か控除対象配偶者もしくはは婚約者で次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳を所持し1級か2級の方 ●療育手帳を所持しAの方または児童相談所の長あるいは更生相談所の長から重度の知的障害者と判定された方 ●精神障害者保健福祉手帳を所持し1級の方 ●戦傷病者手帳を所持し特別項症から第3項症の方 ●被爆者手帳を所持し原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき 40万円
ク. 所得金額調整控除	●給与所得又は公的年金所得を有する方	一人につき 最大10万円 (所得額が10万円以下 の場合はその額)

市 営 住 宅（募集対象住宅）一覧表

平成31年3月1日現在

団 地 名	所 在 町 名	小 学 校 区	中 学 校 区
城 東 団 地	丸亀市 城東町	城西小	東中
富 士 見 団 地	〃 富士見町	城北小	東中
城 南 団 地	〃 九番丁	城西小	西中
十 番 丁 団 地	〃 十番丁	城西小	西中
外 浜 団 地	〃 塩屋町	城乾小	東中
今 津 団 地	〃 今津町	城坤小	西中
平 山 ハ イ ツ	〃 北平山町	城北小	東中

*入居募集する団地（戸数）の発表は、それぞれの募集月の「広報まるがめ」でお知らせします。

申込書を提出してからの注意事項

- ◎ 入居申込書を提出した際に、抽選日時、受付番号等を明記した用紙をお渡しします。それに伴って、後日公開抽選を行います。当選者は、後日開催される入居資格審査説明会に出席していただき（同居予定の親族でも可）、資格審査に必要な書類等の説明を行いますので、定められた期日までに提出してください。
- ◎ 暴力団の方は、入居できません。同居・承継等もできません。入居前に暴力団員ではない旨の誓約をしなければなりません。警察との協力でそれが判明したときは、明渡請求事由に該当します。
- ◎ 資格審査に通過した方は入居予定者となりますが、契約の際には次のことを準備していただきます。
 - 1 入居決定時家賃の3ヵ月分の敷金
 - 2 身元引受人（1名）
 - ① 原則市内に居住している親族。（どうしても見つからない場合は、市外に居住している親族または市内に居住する親族以外の方でも可。）
 - ② 身元引受人が担う役割（緊急時の対応、滞納発生時の納付指導、入居者による退去手続きが困難な際の手続き代行）に同意いただける方。
- ◎ 入居されたら必ず、市営住宅の住所に住民票の異動を行ってください。
- ◎ 市営住宅内には、エアコン等の家電品は設置しておりません。また一部の住宅を除き給湯器、バランス釜等の設備も未設置ですので、入居者の負担で設置してください。
- ◎ 許可なく、住宅に工事をする（壁に穴をあける等）はできません。
- ◎ 許可された方以外は、入居できません。
- ◎ 市営住宅では、犬・猫等を飼うことはできません。
- ◎ 市営住宅内には十分な駐車スペースがありませんので、駐車される方は建築住宅課・自治会の指示に従ってください。
- ◎ 家賃は口座振替で納入することをおすすめします。手続きについては入居の説明時にお知らせします。

市営住宅に関するQ & A

市営住宅について

Q 1 : 現地で空き家があるのを確認しましたが今すぐ入居できますか？

A 1 : できません。市営住宅は時期を定めて募集を行い、公開抽選をしています。
市では計画的に改修を行う場合があり、空き部屋をすべて募集はしません。

Q 2 : 申し込みから入居までどのくらいかかりますか？

A 2 : 約1ヶ月かかります。公開抽選後に収入等の資格を確認し、契約します。

Q 3 : 申込書はいつ、どこでもらえますか？

A 3 : 開庁日に市役所建築住宅課、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センターの各窓口にて配布します。

Q 4 : 申込書は郵送してもいいですか？

A 4 : 郵送での受付は行っておりません。各窓口での受付となります。

Q 5 : 母子・父子世帯等は優先的に入れますか？

A 5 : 優先的には入れません。ただし、母子・父子世帯等を対象とした住宅がありますので申し込み時に確認してください。

Q 6 : 申込時に部屋を下見できますか？

A 6 : できません。各窓口にて配置図及び間取りの確認はできます。

Q 7 : 将来、親や子どもと一緒に住むことはできますか？

A 7 : できます。しかし、同居には相応の理由が必要です。また、同居する人の収入が多い場合等、同居できない場合もあります。

Q 8 : 家族3人で入居して、何年か後に1人になった場合は退去しないといけないのですか？

A 8 : 退去する必要はありません。しかし、部屋が広い住宅の場合は、狭い住宅への移動をお願いする場合があります。

入居資格について

Q 9 : 市営住宅にはどんな人が申し込めますか？

A 9 : 申込資格を備える方だけです。詳しくは市営住宅入居申込案内書の2～4ページをご覧ください。

Q10 : 友達と一緒に住めますか？

A10 : 住めません。一緒に住むことができるのは親族だけです。

Q11 : 離婚協議中ですが子供と申し込みができますか？

A11 : できます。ただし、入居資格審査の定められた期日までに離婚が成立していなければ失格となります。

Q12 : 現在失業中ですが、申し込みできますか？

A12 : できます。申し込み資格の収入基準には上限がありますが下限はありません。

Q13：市外に住んでいますが、申し込みができますか？

A13：できます。ただし、申し込みは窓口で受け付けますので、来庁していただく必要があります。

Q14：持ち家がありますが申し込みができますか？

A14：できません。固定資産(家屋、土地等)を所有している方は申し込みできません。

世帯の月収額について

Q15：手取りが16万円ですが入居できますか？

A15：入居資格の月収額が158,000円以下とは、手取りのことではありません。1年間の所得金額(年収とは異なります)から同居者等の控除額を差し引いて12で割ったものが月収額となります。

Q16：月収額の計算方法がわからないのですが？

A16：市営住宅入居申込案内書6～9ページの月収額の計算方法をご覧ください。

家賃について

Q17：家賃はどのくらいですか？

A17：部屋ごとに家賃を設定しており、世帯の収入に応じて六段階に変わります。
一番低い1分位の家賃で11,000～25,000円程度です。詳細は募集案内で確認してください。

Q18：入居後、収入が増減しても家賃は一緒ですか？

A18：変わります。市営住宅の家賃は入居者全員の収入に応じて決定されますので、毎年度収入申告をしていただき、見直しを行います。

間取りについて

Q19：間取りはどのくらいですか？

A19：間取りは団地によって複数のタイプがありますので、詳細は募集時期に掲載します募集対象住宅の一覧で確認してください。

駐車場について

Q20：駐車場はありますか？

A20：団地によってあるところとないところがあります。

共益費について

Q21：共益費はありますか？

A21：共益費については自治会等で管理しているため、入居後に確認してください。